

岐阜県再生可能エネルギー利用効率化設備導入事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、2050年「脱炭素社会ぎふ」の実現に向け、再生可能エネルギーを効率的に利用するための設備を導入する県内事業者（以下「補助事業者」という。）が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内事業者 県内に本社又は事業所を有する企業又は団体（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合及び同法第70条に規定する都道府県中小企業団体中央会をいう。）であって、県税に係る未納の徴収金がないものをいう。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備 太陽光、風力、水力、地熱又はバイオマス熱を電気に変換する設備及びその附属設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第3項により認定された発電事業に用いるものを除く。）をいう。
- (3) 蓄電設備 再生可能エネルギー発電設備と常時接続し、発電した電気を繰り返し蓄え、停電時など必要に応じて電気を活用することができる定置用蓄電池のうち、事業の用に供するものをいう。
- (4) エネルギー管理システム センサーやITを用いて、再生可能エネルギー発電設備、蓄電設備等の機器の制御を行うことで効率的なエネルギーの管理・制御を行うためのシステムをいう。

(欠格事由)

第3条 第1条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人又は個人
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人又は個人
- (5) 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損

- 害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している法人又は個人
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
 - (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
 - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人又は個人

（補助対象事業等）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）、補助要件並びに補助金の額は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

（事業の着手時期）

第6条 補助対象事業の着手時期は、交付決定のあった日以後でなければならない。

（補助金の交付の条件）

第7条 この補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分の変更（補助対象経費の20%を超えない変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (2) 補助対象事業の内容の変更（補助対象経費の20%を超えない減額並びに補助金の交付の目的及び補助対象事業の能率に影響を及ぼさない範囲の変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (5) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
 - (6) この補助金の交付を受けた補助対象経費に対し、重複して国及び他の都道府県並びに岐阜県及び岐阜県の外郭団体の補助金等の交付を受けないこと。
- 2 前項第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前項第1号の承認 事業経費配分変更承認申請書（別記第2号様式）
- (2) 前項第2号の承認 事業内容変更承認申請書（別記第3号様式）
- (3) 前項第3号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第4号様式）

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、補助金の交付の決定の日から10日を経過する日とする。

- 2 規則第8条第1項の申請の取下げは、別記第5号様式により行うものとする。

（実績報告）

第9条 実績報告書の様式は、別記第6号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第6号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過する日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定の通知）

第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、別記第7号様式により行うものとする。

（補助金の交付時期等）

第11条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

- 2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第8号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

（暴力団の排除）

第12条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 知事は、規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

（事業実施等状況報告）

第13条 補助事業者は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後3年間、当該補助対象事業に係る過去1年間の状況等について、毎年度6月30日までに、別記第9号様式により知事に報告しなければならない。

(財産の処分制限)

第14条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他知事が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

2 知事は、前項の承認を受けて財産を処分したことにより収入があったときは、補助事業者に対し、その収入の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第15条 規則第22条の知事の定める期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

(書類の提出部数)

第16条 この要綱により提出すべき書類の部数は、1部とする。

(立入検査等)

第17条 知事は、この要綱に基づく補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は当該事務担当職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助要件	補助金の額
再生可能エネルギーを効率的に利用するための設備を導入する事業	エネルギー管理システム（EMS）及び蓄電設備（容量が20kWhを超えるものに限る。以下同じ。）の導入に要する経費（消費税相当額を除く。）	エネルギー管理システム、蓄電設備及び再生可能エネルギー発電設備の全てを導入する事業であること（既存の設備利用も可とするが、上記全ての設備を連携させて運用するものであること。）。ただし、蓄電設備にあっては、単独での導入も可とする。	補助対象経費に2／3以内の割合を乗じて得た額（20,000千円を上限とする。）。ただし、当該金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。